平成３０年　第４回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成３０年　４月２７日（金）午後２時００分から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員６名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員７名

農業委員

　　　２番　幸妻　正浩　　３番　森　淸一　　５番　宇治橋　俊美

　　　６番　二宮　國光　　７番　永友　清太

　　会長　坂本　弘志

農地利用最適化推進委員

　　　１番　松井　正一郎　 ２番　永友　祥一　　　 ３番　山口　裕三

　　　５番　永友　定己　　 ６番　木浦　由子　　 　７番　宮越　義秋

　　　８番　橋口　卓史

４．欠席委員　　農業委員１名

　　　１番　大福　裕子

５．議事日程

　　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　第３　　諸報告

　　第４　　議案第２０号　　農地移動適正化あっせん事業について

　　第５　　議案第２１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

　　第６　　議案第２２号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請書承

認について

　　第７　　議案第２３号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承

認について

　　第８　　議案第２４号　　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

　　　　　　　　　　　　　　計画の決定について

６．事務局職員　　事務局長　横山英二　　局長補佐　三笠浩三

　　　　　　　　　係　　長　兵藤衣重　　主　　査　佐野由美

（開会14時00分）

［事務局］

　ただ今から、平成30年第４回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長宜しくお願いいたします。

［議長］

こんにちは。本日は農業委員、７名中６名が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

なお、欠席の大福委員からは、欠席届が提出されております。

農地利用最適化推進委員７名全員が出席です。

本日は農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第１０条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、３番　森　淸一委員・５番　宇治橋　俊美委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日４月２７日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

［事務局］

　２ページをお開きください。諸報告中、業務報告・業務計画について報告・説明させて頂きます。はじめに４月の業務報告についてでございます。

業務報告【４月】

　２日（月）・役場の辞令交付式が行われております。会長及び事務局全員が出席しております。

６日（金）・高鍋町農業者年金受給者協議会監査及び役員会を実施しております。会長・事務局より横山・兵藤係長、佐野主査が出席しております。

１６日（月）・第２５回常設審議委員会が行われております。会長と佐野主査が出席しております。同じく、１６日に平成３０年度高鍋町認定農業者協議会総会が行われております。会長・森委員・山口推進委員・宮越推進委員・橋口推進委員及び事務局職員全員が出席しております。

２０日（金）・現地調査を行っております。会長・宇治橋委員・二宮委員・宮越推進委員が出席しております。事務局からは横山・三笠補佐・佐野主査が出席しております。

２７日（金）・本日でございますが、児湯農業協同組合総代会に会長及び大福委員が出席しております。同じく本日、平成３０年第４回高鍋町農業委員会総会でございます。委員１３名、事務局からは全職員が出席しております。

続きまして、５月の業務計画についてでございます。

業務計画【５月】

８日（火）・平成３０年度高鍋町農業者年金受給者協議会総会が行われます。

全委員及び事務局職員全員が出席予定となっております。

１１日（金）・平成３０年度西都児湯市町村農業委員会連絡協議会通常総会が行われます。会長・横山・三笠補佐が出席予定でございます。

２１日（月）・現地調査を予定しております。

２３日（水）・平成３０年度西都児湯市郡農業者年金受給者連絡協議会通常総会が行われます。会長と佐野主査が出席予定となっております。

２８日（月）・平成３０年度第５回高鍋町農業委員会総会を予定しております。

３０日（水）・平成３０年度全国農業委員会会長大会が東京で行われます。会長が出席予定となっております。

以上でございます。

[事務局]

　３ページをお開き下さい。「県進達経過報告」を申し上げます。

　農地法４条申請。平成３０年３月２２日。現地調査を行っております。

　申請人・○○○。転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

　農地法５条申請になります。平成３０年３月２２日。現地調査を行っております。

　譲受人・○○○○○○　代表取締役　○○○。譲渡人・○○○○。転用目的は宅地分譲で問題ありません。

　譲受人・○○○○○○○　代表取締役　○○○○。譲渡人・○○○○他４名。転用目的は宅地分譲で問題ありません。

　譲受人・○○○○○○　代表取締役　○○○○。譲渡人・○○○○。転用目的は宅地分譲で問題ありません

。

　譲受人・○○○○○　代表取締役　○○○○○。譲渡人・○○○。転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

なお９月１６日付けで許可となっております。

[議長]

　ただ今の，報告について、

ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、以上で諸報告を終わります。

　続きまして日程第４・議案第２０号　「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　４ページをお開き下さい。

　議案第２０号　「農地移動適正化あっせん事業について」。

１番。平成３０年４月４日。売渡の申出です。

　申出者・○○○○○他１名。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番

○。畑。５,６６７㎡外２筆。

　２番。平成３０年４月１７日。売渡の申出です。

　申出者・○○○○。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。畑。３,２９１㎡外２筆。

　３番。平成３０年４月２０日。貸渡の申出です。

　申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○○。畑。７９０㎡外１１筆。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

　ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それではあっせん委員の指名をいたします。

１番　売渡申出：　担当委員　１番　大福裕子委員

順番委員　７番　永友清太委員。

２番　売渡申出：　担当委員　５番　宇治橋俊美委員

順番委員　１番　大福裕子委員

３番　貸渡申出：　担当委員　７番　永友清太委員

順番委員　２番　幸妻正浩委員

宜しく、お願いいたします。

[議長]

　日程第５・　議案第２１号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　１５ページをお開き下さい。　議案第２１号「農地法第３条の規定による許可申請について」です。この件は農地台帳作成の関係で、１－１・１－２と分かれておりますが同一案件となっております。

　１－１。有償移転。農地の所在・大字○○字○○。○○○○番○。地目・田。面積・５７６㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

　１－２。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。地目・田。面積・６３㎡。譲渡人・○○○○他１名で持分１/２づつとなっております。譲受人・○○○○。

この件につきまして担当の坂本会長、お願いいたします。

[８番]

　８番、説明いたします。譲渡人の○○さんと譲受人の○○さんの有償移転です。申請地は○○の○○○の古い交差点から北西に約１００ｍ程の所にあります。東側が住宅、南側が竹林です。北側と西側には稲が植えられた水田があります。申請地はトラクターでロータリーがかけられておりました。この○○○○番○の５７６㎡と○○○○番○の６３㎡は、すでに１枚として使用されております。

この田には飼料稲を作付けされる計画であります。価格は２筆合計で○万円です。以上です。

[議長]

　担当の宮越推進委員から、補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員７番]

　特にありません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　１６ページをお開き下さい。

　農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当しない為、許可の条件を満たしていると考えます。

譲受人は林業を営んでおりますが、持田地区において飼料稲や大麦を栽培しており、農作業にも従事しております。今回の申請は譲受人の経営規模拡大で資料稲を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、一括して採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に日程第６・議案第２２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」を、議第とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、事務局。１７ページをお開き下さい。議案第２２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」です。

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○○番○。現況地目・畑。４６９．２６㎡。申請人・○○○○。転用目的は一般個人住宅です。

担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　はい、５番。説明いたします。この申請場所はですね、○○○。○○○○沿いになりますが、ちょうど入口になります。転用理由としては○○○○○○○○が誘致されるという事で、道路拡張により○○さんの住宅や敷地にかかる為、今回の申請となりました。○○さんは３カ所程、該合地を探しておられましたが、市との価格が合わないという事で、現地になった訳です。

登記簿では宅地ですが現況は畑となっております。汚水処理は合併浄化槽を設置するという事で、雨水は地下浸透及び道路排水路へ流すという事です。確約書が添付されております。事業費は保証金内で建設するという事です。町の保証契約書が添付されております。建設費は盛土工事と合わせて○○○○○円となっております。

周辺の農地への影響は無いと思います。以上説明を終わります。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　はい、事務局。申請地は住宅等と連帯する区域ではありますが、１０ｈａ未満の区域内にある農地であることから、第２種農地として判断されます。第２種農地は転用許可の対象となります。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第７・議案第２３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を、議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、事務局。２３ページをお開き下さい。議案第２３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認につい」てです。

１番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。田。１,０９８㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○○　○○○○○○　理事長　○○○○○。転用目的は駐車場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願い致します。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。２５ページを見て下さい。

　申請地は○○○○の正門から見て、道路のはす向かいにある、○○○○○○○の敷地の西側に隣接する水田です。この地図では○○○○○○○という表示になっていますけれども、○○○○○○○です。

申請地の現況は畑でして野菜栽培のビニールハウスが６棟ある第３種農地です。申請の理由は、○○○○○○○の駐車場が手狭であるという事と、○○等の安全を確保するという為に、この○○○の敷地に隣接する水田を２８台の駐車が可能な駐車場に整備するという事でございます。

次に２６ページを見て頂きますと○○○○－○と書いてありますが、ここが申請地でして南側が道路で北側に水という表示がありますが、ここが農業用の排水路でして、西側が宅地で東側がこの○○○ですので、これらに囲まれた１枚の土地です。排水はこの排水路に流す事になっておりまして、小丸川土地改良区の差し支え無いという意見書が提出されております。また、境界にはブロック塀を作るという事になっております。

事業費は土地代が○○○万円丁度で、造成費が○○万円。合計で○○○万円という事になっております。これは○○ですので○○の自己資金から充当する事になっておりまして、金融機関の残高証明書が提出されております。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。田。１，１７６㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○。譲受人・○○○。転用目的は集合住宅です。

　担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。３０ページを見て頂きたいと思います。見かたによって違うんですが、縦長でいいますと、左下に○○○と信号の表示がありますが、この信号が○○の信号でして、ここから○○○に向かって進んで行きますと、すぐ右手に○○○○○があります。申請地はこの○○○○○の裏の約１００ｍ程入った所になります。

申請の理由は、２棟合わせて６世帯分のアパートを建設するという計画になっています。ここの用途地域は準工業地域でして第３種農地です。汚水につきましては、合併処理浄化槽を設置する計画になっております。雨水は敷地南にあります排水に流す事になっております。

事業費は詳細は書いてありませんので土地代は不明ですが、一式で○○○万円丁度という事になっております。事業費の拠出ですが、全額借り入れで金融機関の融資予定証明書が提出されております。排水施設の利用については、中鶴水利組合長に説明をして問題無いという事を確認したとする代理人の証明書が提出されています。万一問題が生じた場合には、責任を持って処理をするという確約書が提出されています。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。田。５２１㎡他２筆。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。転用目的は駐車場です。

担当の二宮委員にご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。３８ページを見て頂きたいと思います。この地図では分かりにくいんですが、○○○○○○○○の前の信号を南に向かって進みますと、○○○○○線の道路と交差しますけれども、その交差点の手前から見て右前方○○○のさんの西側に接していて、かつ、○○○○にも接している水田です。現況は休耕地になっております。第３種農地です。

申請の理由はこの○○○○が来客用・従業員用・一部は貸駐車場として使う為に、１８台駐車可能な駐車場を整備するという事になっております。駐車場ですので土地の造成は整地と鎮圧と圧縮という事になっておりまして、地域の住民には悪い影響は無いと考えられますし、雨水は自然浸透でこの土地に接する排水溝がありますので、そこに流すという事になっております。

事業費は総額○○○万円でその内の大部分が土地の取得費の○○○万円。取得費以外の経費はわずか○○万円という事になっております。全額は借り入れで金融機関の融資予定証明書が提出されております。排水については、中鶴水利組合長の問題は無いという証明書が添付されております。それから確約書も提出されております。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今、説明・報告は終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　日程第８・議案第２４号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議第とします。

１番及び２番の案件につきましては、○○推進委員本人の案件となり、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当し、○○推進委員につきましてはこの案件の議事参加が出来ませんので、しばらくの間、ご退席をお願いします。

　それでは、事務局のほうから議案の説明をお願いします。

１番。

[事務局]

　４２ページをお開き下さい。議案第２４号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」　所有権移転です。

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○○。○○○○番○。田。８５１㎡外１筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当代理の宇治橋委員よりご説明をお願い致します。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　はい、５番。大福委員に代わり私が説明します。１番と２番は一緒です。移転ですね。○○さんの畑と○○さんの田んぼの交換という事です。

現地は○○さんの畑は○○になります。○○の住宅地内にあります。○○さんの田んぼは○○さんの住宅がある○○○の東下にあり、すぐ目の前になります。以前から、○○さんの田んぼと○○さんの畑を交換したいと話があったようです。今回その話がまとまって交換ができました。それで確認をしましたが、○○さんにとっては目の前の田んぼであり集積化されて、良くなるのではないかと思います。

この田と畑の面積の差が２７６㎡ありますが、その差額の金額が○万円になり、○○さんが支払うという事でまとまっております。以上で説明を終わります。

[議長]

　事務局より担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、１番と２番を一括して採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　それでは３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○○。畑。６,７７３㎡外２筆。所有権を移転する者・○○○○○○　○○○○○○○○○所有権の移転を受ける者・○○○○○○○○。

担当の永友副会長よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、７番。

[７番]

　はい、７番。説明いたします。○○○○○○と○○○○○さんとの農地売買等事業の賃借期間が満了になる事から、○○○○○さんが今回借り受ける内容です。、○○○○の畑につきましては、○○の○○○○から北側に５００ｍ程行った所にございまして、現在、芝を植え付けた状況でございます。○○○○につきましては、“○○○○○○○○”の南側１５０ｍ位の所にありまして、甘藷の植え付け作業が済んでいる現状です。３筆合計で○○○千円という金額になっています。以上です。

[議長]

　事務局より担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に利用権設定・１番。

[事務局]

　４３ページをお開き下さい。

　利用権設定です。

　１番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○番○。畑。４,３９２㎡。利用権を移転する者・○○○。利用権の移転を受ける者・○○○○○。

担当の幸妻委員よりご説明をお願い致します。

[議長]

　はい、２番。

[２番]

　はい、２番。説明いたします。○○さんの土地を“○○○○○”が３年間、平成３０年５月１日より平成３３年４月３０日まで借り受ける利用権設定でございます。

使用料につきましては１０ａ当たり○○○円。総額○○○円となっております。

場所につきましては○○公民館の西、約３００ｍ位ですかね。○○の西側になりますけれども、“○○○○○”の事務所の正面になります。現地は甘藷が作付けされておりました。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　以上で、本日の議案の全てを終わりましたが、事務局より連絡する事がありましたらお願いします。

　それではこれをもちまして、平成３０年第４回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１４時４１分終了）

高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　　　　　　　　　議　　長　　　　　会　長

署名委員　　　　　３　番

署名委員　　　　　５　番